

議案第43号

湯河原町議会議員及び湯河原町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について

湯河原町議会議員及び湯河原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月11日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に要する経費に係る限度額を引き上げるため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員及び湯河原町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町議会議員及び湯河原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年湯河原町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の湯河原町議会議員及び湯河原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

湯河原町議会議員及び湯河原町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に	

現 行	改 正 後	備 考
316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者の申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者の申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （適用区分） 2 この条例による改正後の湯河原町議会議員及び湯河原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。	